

**「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」**  
**令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザー業務委託 募集要領**

**1 趣旨**

本業務は、「佐渡・新潟エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業として、事業実施主体である公益社団法人新潟県観光協会（以下「委託者」という。）が、「佐渡・新潟エリア」における高付加価値旅行者の受け入れを目指した事業推進に係るアドバイザー業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

**2 募集内容**

**(1) 業務名**

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

**(2) 目的**

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において、令和6年度に新潟県全域及び福島県の会津若松地域で構成される「佐渡・新潟エリア」がモデル地域に選定された。

「佐渡・新潟エリア」において、米・英・仏・豪の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加につながる地域活性化の好循環が図られ、地域住民の愛着と誇りが醸成され、持続可能な地域の実現を目指している。

令和8年度の本業務は、「地方における高付加価値な観光地づくり」佐渡・新潟エリアマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）で定めたKPI達成を目指し、ターゲット国の旅行会社に本県の認知を図ることや、訪日旅行を取り扱う国内DMC等が、県内観光関係者との関係性を構築し、円滑に手配を行うことができる体制を整備することが不可欠である。

こうした取組を効果的に推進するとともに、次年度以降の計画の見直しや、プロモーションの実施・改善に向けた課題を整理するため、インバウンド対応や観光地経営に精通した事業者をアドバイザーとして起用し、助言・伴走支援を受けることを目的とする。

**(3) 委託期間**

契約締結から令和9年2月19日まで

**(4) 委託内容**

① 「佐渡・新潟エリア」における、米・英・仏・豪の高付加価値旅行者の誘客について

ての現状を踏まえた上での今後の施策の方向性及びマスタープラン改定に向けたアドバイス

②「佐渡・新潟エリア」のコアバリューを軸としたブランディングに関するアドバイス

③高付加価値旅行者の受け入れ体制強化を目的とした地域の基盤整備に関するアドバイス

※上記①～③について、次の項目を考慮した上でアドバイスを求めるもの

・高付加価値旅行者をエリア内全体に波及させるための手法・取組

・成果目標達成に向けた重層的な取組の最適解

・ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネについて、次年度以降必要な取組

④次年度及び令和10年度以降の高付加価値旅行者の誘客へ向けたエリアの推進体制構築へ向けたアドバイス

#### (5) 業務仕様等

令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザリー業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (6) 委託上限額

5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 国税及び地方税を滞納していない者であること。

③ 令和8年6月1日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、国、新潟県及び福島県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

④ 令和8年6月1日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

⑥ 令和8年6月1日の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。

⑦ 会社法（平成17年法律第86号）で定める法人であること。

⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する

団体) でないこと。

- ⑨ 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑩ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 観光庁の「地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業」に専門家として登録されているなど、高付加価値旅行者向け施策の知識と経験を有していること。

#### 4 本要領の内容についての質問の受付及び回答

本要領の内容についての質問がある場合は、質問票(様式4)を提出すること。

- (1) 質問書提出期限 令和8年6月5日(金)正午【必着】
- (2) 提出場所 「10 問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法 電子メール  
※別途電話により送信した旨を連絡すること。
- (4) 質問への回答日 令和8年6月8日(月)  
質問への回答は、新潟県観光協会ホームページに掲載する。  
なお、回答内容は、本要領及び仕様書への追加又は修正事項として取り扱う。

#### 5 参加申込書

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書(様式1) 1部
  - ② 事業者概要書(様式2) 1部
- (2) 提出期限  
令和8年6月11日(木) 17時【必着】  
なお、持参する場合は土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 提出方法及び提出先  
持参、郵送又はメールにより提出すること。  
提出先は、「10 問い合わせ先」に同じ  
※メールの場合は、件名を「佐渡・新潟エリア アドバイザリー業務委託」とし、別途電話により送信した旨を連絡すること。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式3）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 委託業務実施体制（任意様式）
- ④ 類似業務実績一覧表（任意様式）
- ⑤ 事業費見積書（任意様式）

※持参又は郵送による提出の場合も、電子データの提出は必須とする。

### (2) 提出書類の留意点

- ① 企画提案書は、「委託仕様書」に定める本業務が求める最低限度の要件を満たす内容で、簡潔明瞭に記載すること。
- ② 見積書の宛先は、「公益社団法人新潟県観光協会」とすること。
- ③ 見積書は、一式計上ではなく、項目ごとに費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

### (3) 提出期限

令和8年6月17日(水)17時【必着】

### (4) 提出方法及び提出先

持参、郵送又はメールにより提出すること。

提出先は、「10 問い合わせ先」に同じ

※メールの場合は、件名を「佐渡・新潟エリア アドバイザリー業務委託」とし、送付後、電話により送信した旨を連絡すること。

※郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

## 7 スケジュール

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 公募開始      | 令和8年6月1日(月)     |
| (2) 質問書提出期限   | 6月5日(金)正午必着     |
| (3) 質問への回答    | 6月8日(月)         |
| (4) 参加申込期限    | 6月11日(木)17時必着   |
| (5) 企画提案書提出期限 | 6月17日(水)17時必着   |
| (6) 審査会※書面審査  | 6月18日(木)～19日(金) |
| (7) 審査結果の通知   | 6月22日(月)        |

## 8 企画提案書の審査、事業者の決定

### (1) 企画提案書等の審査

- ① 審査は「令和8年度「佐渡・新潟エリア」アドバイザリー業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

② 審査会は、下記（２）の審査項目等について採点を行うものとし、最優秀提案者の選定方法は、次のとおりとする。なお、審査は非公開で行う。

ア 各委員の採点を合計した総得点が最も高い者を選定する。

ただし、最高得点であっても、得点が６割に満たない場合又は審査項目の中で著しく評価が低い項目がある場合には、審査会の合議により最優秀提案者を選定する。

イ アの総得点が同点の場合は、各委員の評価で１位が多いものを選定する。

ウ イの１位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。

エ ウの見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する。

オ エが同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。

※提案者が１者の場合、評価基準による得点が６割以上で、かつ、審査会の合議により

認められた者については、最優秀提案者として選定する。

（２）提出のあった企画提案書等については、書面審査を行う。

### （３）審査基準

項目	審査基準	点数	係数	配点
I 業務に対する基本的な考え方	本業務の目的を十分理解し、具体的で妥当性のある内容であるか。業務を適切かつ効率的に遂行するためのノウハウ、強みを有しているか。質の高いアドバイスを行う人材が提示されているか。	5	5	25
II 業務の内容	今後の施策の方向性やブランディング、受入基盤整備、次年度以降の推進体制等について、委託業務の内容や目的を踏まえた具体的かつ実現性のある提案となっているか。	5	5	25
III 運営体制	業務を円滑に実施できる組織体制が構築されているか。	5	3	15
IV 業務実績	高付加価値旅行者に関する、同種の業務実績を有しているか。	5	5	25
V 経費	見積金額が仕様書提示の範囲内であり、経費の積算内容が仕様書で求める業務内容及び提案内容に見合った妥当な金額となっているか	5	2	10
評価点合計				100

各項目５段階で評価する

### （４）審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

### （５）事業者との契約

① 最優秀提案者と選定された者が事業者の候補となり、契約締結の協議を行うことと

なるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案者が選定取り消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

② 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当協会が当協会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当財団に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

③ 契約は委託者、受託者及び本事業の事務局の受託事業者との3者契約となることに留意すること。

(6) その他

① 当企画提案書でなされた有効な提案については必ず実施すること。

② 採択された事業計画は、委託者との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 9 その他

(1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

(2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を委託者に無断で他に使用することはできない。

- (3) 提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。
- (4) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、令和8年6月17日(水)17時までに速やかに「10 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面(様式5)により届け出ること。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、委託者の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (7) 募集及び契約については、委託者の都合により中止することがある。この場合、受託者は損害賠償を行わない。

## 10 問い合わせ先

公益社団法人 新潟県観光協会 担当：渡邊 徹 ・ 櫻田

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL : 025-283-1188

E-mail : [umasa@niigata-kankou.or.jp](mailto:umasa@niigata-kankou.or.jp)